

## 4. 障害年金

病気やけがによって、日常生活に制限を受ける状態になったときに、条件を満たせば支給される年金です。医療機関を初めて受診した日（初診日）に加入していた年金によって、相談・申請先が異なります。

### 1. 障害基礎年金

窓口： 各市町村年金課

対象者	金額
<ul style="list-style-type: none"><li>・初診日に国民年金に加入中だった場合</li><li>・初診日前に保険料を納めていた期間が加入期間の3分の2以上あること</li><li>・20歳前に病気やけがによって障害状態となった場合には、20歳に達した時から支給されます。（この場合、本人の所得制限があります）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1級 年額 990,100円</li><li>● 2級 年額 792,100円</li></ul>

### 2. 障害厚生年金

窓口： 年金事務所

対象者	金額
<ul style="list-style-type: none"><li>・初診日に厚生年金に加入だった場合</li><li>・障害等級表の1級～3級に該当する障害の状態</li><li>・保険加入期間の納付条件を満たしていること</li></ul>	<p>1級～3級 (支給額は、報酬額から計算されます)</p>

※障害基礎年金、障害厚生年金とともに、上記に記載している以外の要件、例外等ありますので、詳しくは、年金事務所等で相談ください。